宮城県栗原市花山
字本沢浅布
三番一九　一号から五号及び八号
三番三　六号及び七号
三番一四　九号及び十号
三番二〇　十一号から十五号まで
字本沢小川原
二〇番一　地先水路敷　十六号
二二番　十七号から二十八号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千百八十号で指定した土地の区域を除く。）
宮城県栗原市花山
字山伏山国有林
五三林班ろ小班　一号から二十三号まで
字本沢穴ノ原
二一番　二四号
二三番二　二十四号
字本沢切留
一六番五　二十五号、二十八号及び二十九号
一六番四　二十六号及び二十七号
一五番四　三十号及び三十一号
字本沢小川原
一〇番四三　三十二号から三十五号まで
一〇番四二　三十六号から三十八号まで
一〇番四一　三十九号から四十八号まで
一〇番四〇　四十九号から五十二号まで
一〇番四一　五十三号から六十号まで
一〇番四〇　六十一号から八十七号まで

○国土交通省告示第千三百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5014号	船外機（小型船舶用）　６ＣＪ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第千三百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5000号	救命胴衣（膨脹式）　ＲＴＪ－10Ｒ型	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区新山下3丁目7番24号

○国土交通省告示第千三百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5024号	個人装具（安全灯及びおのを除く。）	デュアルガード防火衣セット	株式会社赤尾	大阪府大阪市西区新町４丁目13番１号

○国土交通省告示第千三百二十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十二年十月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－609号	油吸着材	ＴＥＲＲＡ＜テラ＞Ⅱ	ヒクマ株式会社	愛知県豊川市為当町三津市場76番地の５
第Ｐ－610号	〃	ネオアタックエース　ワイドⅡ	〃	〃

○気象庁告示第十三号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十一日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10510号	風車型風速計の感部（デジタル型のもの）W655－２ＷＳ－４	東京都目黒区東山１丁目12番13号	株式会社小松製作所	平成22年10月25日

○中部地方整備局告示第百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月十一日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号
中部地方整備局長　11
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社愛知建築センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	川島　康治

(2)　変更年月日
平成二十二年十一月五日

○中部地方整備局告示第百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月十一日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号
中部地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社ぎふ建築住宅センター